# 【RO4 空家等対策専門家派遣事業 FileO9 安曇野市作成】

空き家対策住民啓発講座・相談会 令和4年9月14日実施 【第1回 予防編】

### ≪概要≫

市と NEX-T 安曇野(信州中古住宅流通ネットワーク)が、令和3年度の市民協働事業において作成した「安曇野"住まいの終活のススメ"ハンドブック」を導入材料として、空き家における課題や情報を共有することで、自発的な解決に向けた一歩を踏み出してもらうことを目的としています。

テーマを「予防編」「診断編」「活用編」の3回

に分け、司法書士、建築士、宅地建物取引士を講師に、専門講座の開催、空き家や利活用 物件の見学、相談会をセットに開催することで参加者の具体的な解決に繋げていきます。

# ≪内容≫

参加者4名は、現地確認や個別相談会でも、接道の問題やリフォームにかかる資金、活用のポイント、成年後見制度や信託制度の違い、空き家は沢山あるのになぜ活用されないのか真剣に考えていきたいなど、熱心に聞かれていました。



- 1 安曇野 "住まいの終活のススメ" ハンドブック作成の経緯と概要 講座に入る前に、市から説明。
- 2 まちに賑わいを取り戻そう!地域資源として生かす空き家の利活用 安曇野市の空き家の現状と取組んでいる政策や補助制度を市から説明。 未利用空き家の実態を紹介する市作成の Youtube 動画を視聴。
- 3 空き家の現地確認 長年、放置されている空き家を確認。建築士による活用へのポイントを説明。
- 4 専門講座「予防編」 講師:司法書士 太田知孝氏 "事例から考える"空き家の予防講座 として、 相続、成年後見制度、任意成年後見制度、家族 信託、遺言書(自筆証書遺言・公正証書遺言) など制度の概要、活用のポイント等を説明。
- 5 個別相談会 各専門家の個別ブースを設置し相談に対応。

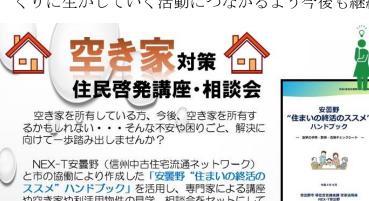


### ≪今後の対応≫

空き家所有者に関心をもって参加してもらえるよう積極的に広報等情報提供に努めます。空き家を目的無く所有していることのリスクやデメリット、地域の資源としてまちづ

# 【R04 空家等対策専門家派遣事業 File09 安曇野市作成】

くりに生かしていく活動につながるよう今後も継続した啓発活動を実施していきます。



や空き家や利活用物件の見学、相談会をセットにして 開催します。

日時

【第1回】 令和4年 9月14日(水)

【第2回】 令和4年 10月26日(水)

【第3回】 令和4年 11月16日(水)

時間は各回とも、13:10~17:00

各回、定員30名。申込期限は、各開催日の7日前 までとなります。 (定員超過の場合は抽選)

会場

# 安曇野市役所 明科支所

【第1回】予防編(司法書士による専門講座) 空き家の現状、相談会(12名まで)

内容

【第2回】診断編 (建築士による専門講座)

未利用空き家の見学、相談会(12名まで)

【第3回】活用編(建築士・宅建士による専門講座) 利活用物件の見学、相談会(12名まで)

講師

宮崎 崇徳 氏(NEX-T安曇野代表 宅地建物取引士)

高井 健慈 氏(一級建築士) 太田 知孝 氏(司法書士)

申込み 方 法

安曇野市役所 市民生活部 移住定住推進課 空家活用係

に電話又は、別紙申込書を提出(ファックス・メール) 電話/(直通) 0263-71-2011 ファックス 0263-72-3176

メール akiya@city.azumino.nagano.jp

# よくある質問

Q	<ul><li>実家が亡くなった父の名義になっていますが、そのままでも大丈夫ですか?</li><li>→ 司法書士に依頼して相続登記の手続きが必要です。</li></ul>	A1	
Q	2 母が認知症で施設に入居しましたが、何か手続きが必要ですか? → 家庭裁判所の成年後見手続をしないと契約行為ができません。	A2 @P.4	
Q	<ul><li>3 長期間空家になっているので、自然災害が心配なのですが?</li><li>→ 防災マップで、浸水や土砂災害のリスクを確認できます。</li></ul>	A3 <b>∞</b> P.5	予
Q	4 空家と一緒に周辺の農地も処分できますか? → 空き家バンク特例による農地法許可を受ければ可能です。	A4 @P.6	防
Q	25 遠方に住んでいるので、空家の維持管理ができないのですが? → シルバー人材センターが、空家の維持管理サービスを行っています。	A5	
Q	6 電気配線の劣化による火事が心配なのですが? → 火災保険に加入することをおすすめします。	A6 <b>⊘P.8</b>	
Q	7 地震による建物の倒壊が心配なのですが? → 1981年以前の建物は、耐震診断することをおすすめします。	B1 <b>☞P.9</b>	診断
Q	28 建物が古いので、契約後にトラブルになりませんか? → 住宅診断をすることで、トラブルを未然に防ぐことができます。	B2 <b>☞P.10</b>	EII
Q	<ul><li>29 建物は早く解体した方が良いと言われたのですが?</li><li>→ 解体費は高額で、税制働阻も受けられなくなるので、慎重な対応が必要です。</li></ul>	C1 <b>☞P.11</b>	
Q	210 隣地との境界がよくわからないのですが、大丈夫ですか? → 土地家屋調査士に依頼して、境界確認と復旧を行う必要があります。	C2 <b>☞P.12</b>	活用
Q	<ul><li>211 空家を貸すのと売るのとではどちらが良いのですか?</li><li>→ 貸家はビジネスなので、将来家族の利用予定が無ければ売家にするのが一般的です。</li></ul>	D1.2 P.13~14	
			_

#### 012 まずは何をすればよいか知りたいのですが? チェックシートと住まいのカルテで確認してみましょう。